

廿日市市男性育児休業取得促進奨励金 実施要領

1 目的

男性の育児休業取得及び仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備を促進するため、市内企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、奨励金を支給する。

2 対象となる事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者等で、申請日時点において、次に掲げる要件を全て満たしている事業者

(1) 市内に事業所を有すること

- ・ 個人事業者の場合は、市内に開業届に記載された事務所又は事業所があることが要件となる。

(2) 雇用保険適用事業所の事業者であること

(3) 「はつかいち子育て応援宣言企業」に登録していること

(4) 就業規則等に育児休業制度の規定を設けていること

- ・ 就業規則等とは、就業規則、労使協定など育児休業制度を規定した規則等をいう。
- ・ 雇用する労働者が10名未満の事業所で就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文化されており、労働者に周知されていることを確認できることが条件となる。

(5) 次のいずれにも該当しないこと

ア 国又は法人税法別表第一に掲げる公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織又は団体

オ 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者

(6) 市税を滞納していないこと

(7) 申請日時点において、次に掲げる要件の全てに該当する男性労働者を雇用していること

ア 雇用保険の被保険者であること

イ 市内事業所に勤務していること

ウ 通算14日以上又は通算1ヶ月以上の育児休業を取得し、育児休業を4月1日以降に復帰していること

3 対象となる取組

(1) 対象となる男性の育児休業

次の全てに該当する取組であること

ア 養育する子が1歳になるまでの間に通算14日以上1ヶ月未満又は通算1ヶ月以上の育児休業（子の出生後8週間以内に取得する出生時育児休業を含む）を取得していること

・ 「育児休業」とは、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をいう。ただし、第5条第3項及び第4項の規定により、子が2歳に達するまでの間に育児休業を取得した者も対象とする。

・ 育児休業の取得期間には、所定労働日のほか、休日を含めて算出する。

・ 育児休業取得期間はそれぞれの育児休業取得者について個別に算定し、複数名の実績を合算することはできない。

・ 育児休業期間1ヶ月とは、月初から起算するときは月末まで、月の初めから起算しないときは、翌月において育児休業開始日に相当する日の前日までをいう。

<1ヶ月間の例>

例1：4月1日から4月30日まで（月初から月末まで）

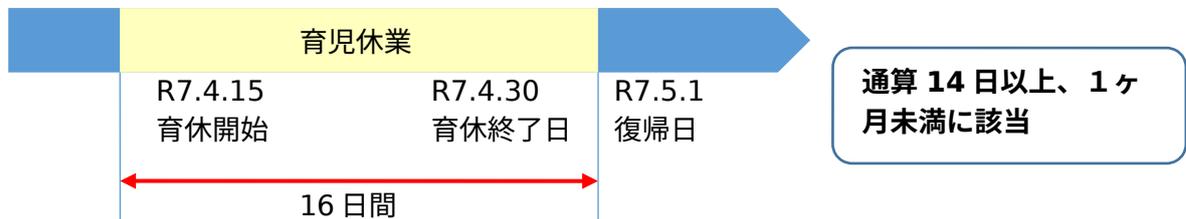
例2：4月15日から5月14日まで（開始日に相当する日の前日まで）

・ 育児休業期間を2回以上に分割して取得している場合は、複数の期間を合算してカウントすることも可能。この場合、「1ヶ月」は「30日」と読み替える。ただし、育児休業期間中に、暦日数が少ない2月を含む場合には、2日を減算して「28日」とする。

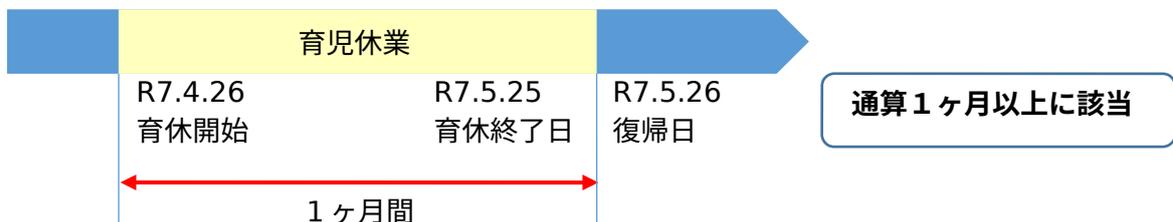
・ 男性育児休業取得者が、育児休業期間中に一時的に就労を行っている場合は、当該就労期間は育児休業取得期間には含まない。

<育児休業期間の計算例>

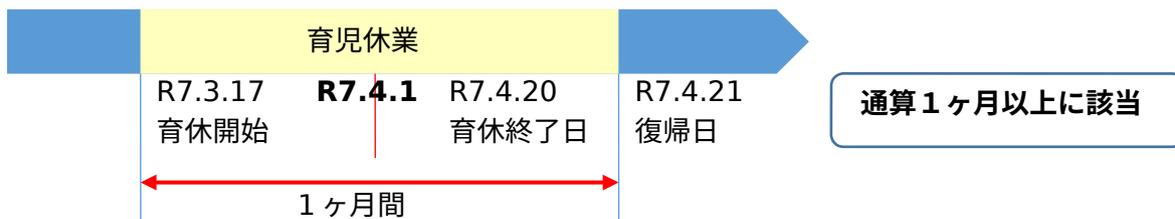
例1：令和7年4月15日～4月30日の間、連続して育児休業を取得した場合



例2：令和7年4月26日～5月25日の間、連続して育児休業を取得した場合



例3：令和7年3月17日～4月20日の間、連続して育児休業を取得した場合



令和7年4月1日以降に職場復帰しているため、対象

例4：①令和8年1月5日～1月18日、②2月1日～2月28日の間、分割して育児休業を取得した場合



①8日間+②28日間=36日間>30日間

(2) 支給上限額

支給額については、次のとおり上限額を設ける。

ア 同一の育児休業取得者に係る支給は、1人の子につき1回限り

同一の労働者が取得した同一の子に対する育児休業について既に奨励金を受給している場合は、対象外（多胎児の場合も、1回が限度）

イ 支給上限額は、1事業者当たり50万円/年度

同一年度内の支給額の累計が50万円に達するまでは、何度でも申請できる。

代表者が同一の複数の法人については、各法人の奨励金支給額が50万円に達するまで申請可能

同一事業者が市内に複数の事業所を有する場合は、全ての事業所における奨励金支給額の合計が50万円に達するまで申請可能。

(3) 育児休業取得者1名あたりの奨励金額（支給単価）

メニュー名	育児休業の取得期間	支給額
スタートアップコース	通算14日以上～1ヶ月未満	10万円
ステップアップコース	通算1ヶ月以上	20万円

4 申請手続き

(1) 申請方法

市ホームページに掲載している申請書類一式をダウンロード後、必要事項を記入し、関係書類を添えて窓口へ郵送または持参して申請

- ・ 申請窓口

〒738-8501

廿日市市下平良一丁目1 1-1 廿日市市役所産業部産業振興課

(2) 受付期間

対象の男性労働者が育児休業から復帰した日の翌日から3か月以内、又は復帰した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに申請

(3) 添付書類

- | | |
|-----|--|
| 1 | 廿日市市男性育児休業取得促進奨励金支給申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号） |
| 2 | 本社又は事業所が市内に所在すること及び市内で営業していることが確認できる書類
<input checked="" type="checkbox"/> 法人の場合：商業・法人登記簿謄本の写し
<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業者の場合：開業届の写し（税務署の受付印があるもの） |
| 3 | はつかいち子育て応援宣言企業登録証の写し |
| 4 | 就業規則等の写し
(1) 就業規則の作成・届出を行っている場合
・ 育児休業を規定した就業規則の写しを添付
<input checked="" type="checkbox"/> 育児休業に係る規定を別に定めている場合は、併せて添付 |
| (2) | 常時雇用する労働者が10名未満の事業所で就業規則の作成・届出をしていない場合
・ 育児休業制度の措置を明文により規定し、労働者に周知されていることを確認できるものを添付
例：メール写し、回覧・配布した書類、掲示物（社内に掲示した場合は社内に掲示していることが客観的にわかる写真等） |
| 5 | 当奨励金の申請に係る誓約書 |
| 6 | 市が3ヶ月以内に発行した市税の「滞納がない証明書」
※自社の課税資料、市税収納状況について市が確認することに同意する場合は提出不要 |
| 6 | 対象労働者の雇用保険被保険者証の写し |
| 7 | 育児休業の状況が確認できる書類
・ 対象労働者から提出された育児休業取得の申出書写しなど
・ 育児休業の期間が変更されている場合は、育児休業期間変更申出書の写し |

8	<p>対象労働者に子がいることや子の誕生日が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳、住民票、子の健康保険証の写しなど <p>※ 健康保険証を提出する場合は、あらかじめ保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が隠れるように施して提出</p> <p>※ 住民票の写し・住民票記載事項証明書を提出する場合、個人番号（マイナンバー）の記載は不要。もし記載がある場合は、あらかじめ番号部分が隠れるように施して提出</p>
1	対象労働者の勤務場所や所定労働時間等が確認できる書類
0	・労働条件通知書等
1	対象労働者の育児休業取得実績が確認できる書類
1	・出勤簿、タイムカードの写し等
1	廿日市市口座振替依頼書※未登録の場合
2	

※ 同年度2回目以降の申請は「2 本社又は事業所が市内に所在すること及び市内で営業して

いることが確認できる書類（商業・法人登記簿謄本の写し等）」、「3 廿日市市子育て応援宣言

企業登録証の写し」、「4 就業規則等の写し」は提出不要